

福岡県医発第52号(地)

平成17年4月8日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本件は、医療法施行規則第30条の33第1項に新たに5号を追加し、医療観察法16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床について既存病床数の数に算定しないことを省令で定めた旨を都道府県衛生主管部(局)長等に対して通知したものです。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地 I 199)

平成 17 年 1 月 31 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会 常任理事

土 屋 隆

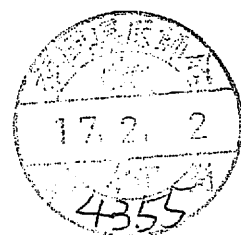
医療法施行規則の一部を改正する省令について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省医政局指導課長並びに社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長より都道府県衛生主管部（局）長、精神保健福祉主管部（局）長、指定都市精神保健福祉主管部（局）長宛に標記に関する通知が発出されました。

本件は、医療法施行規則第 30 条の 33 第 1 項に新たに 5 号を追加し、医療観察法 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床について既存病床数の数に算定しないことを省令で定めた旨を都道府県衛生主管部（局）長等に対して通知したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。





医政指発第1206001号
障精発第1206001号
平成16年12月6日

各都道府県 { 衛生主管部（局）長 } 殿
 { 精神保健福祉主管部（局）長 }
各指定都市精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

医療法施行規則の一部を改正する省令について

医療計画における既存の病床数の算定に関する標準等に関し、医療法施行規則の一部を改正する省令が、平成16年12月2日厚生労働省令第162号として公布されたところである。

本省令改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

記

第一 改正の趣旨

平成15年7月に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）」の指定入院医療機関における、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者を入院させる施設としての専門の病床は、都道府県単位を超えて地域ブロック単位で広域的に整備されるものであることから、医療法上、現状の重症心身障害児施設である病院やハンセン病療養所等に係る取扱いと同様、都道府県が定める医療計画における既存の病床数に算定することにはなじまないものと考えられる。

そこで、医療観察法の指定入院医療機関については、医療計画上の既存の病床数から除外するため、所要の改正を行ったものである。

第二 改正の内容

医療観察法第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

府令・省令

内閣府令第四号
国土交通省令第四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和四十五年法律第三十六号) 第六十八條の
規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に關
する法律第六十五條第二項第一号に規定する担保金
の提供等に関する命令の一部を改正する命令を
次のように定める。

平成十六年十二月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎
国土交通大臣 北側 一雄
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
第六十五條第二項第一号に規定する担保金
の提供等に関する命令の一部を改正する命
令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六
十五條第二項第一号に規定する担保金の提供等に
関する命令(平成八年 運輸省令第一号)の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
第六十五條第二項第一号に規定する担保
金の提供等に関する命令
第一条中「海洋汚染等及び海上災害の防止に關
する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に關
する法律」に改める。

第五条第七号中「海洋汚染等及び海上災害の防止
に関する法律施行令」を「海洋汚染等及び海上災
害の防止に関する法律施行令」に改める。

附則

この命令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に關
する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法
律第三十六号)の施行の日から施行する。

省令

〇法務省令第八十四号

監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第二十
七條第二項及び第四十七條第一項の規定に基づ
き、並びに同法を実施するため、監獄法施行規則
及び行刑累進処遇令の一部を改正する省令を次の
ように定める。

平成十六年十二月二日

法務大臣 南野知恵子

監獄法施行規則及び行刑累進処遇令の一部
を改正する省令

(監獄法施行規則の一部改正)

第一条 監獄法施行規則(明治四十一年司法省令
第十八号)の一部を次のように改正する。

第一百五十七條中「第九十四條」を「被收容者
に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則
(平成十四年法務省令第四十八号) 第七條」に
改める。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 雑則

第二百八十三條 第七十五條第一項及び第七十
條ノ規定ハ国際捜査共助等に関する法律(昭
和五十五年法律第六十九号) 第二十条第四項
ノ規定ニ依リ受刑者ヲ同法第一條第二号ニ規
定スル要請國ノ官憲ニ引渡ス場合ニハ之ヲ適
用セス

2 前項ニ規定スル場合ニハ第二百三十八條ノ規
定ニ依リ信書ノ交付ハ之ヲ為サズ

(行刑累進処遇令の一部改正)

第二条 行刑累進処遇令(昭和八年司法省令第三
十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「取消」の下に「又ハ国際
捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第
六十九号) 第一條第四号ニ規定スル受刑者証人
移送ノ期間ノ満了」を加える。

附則

この省令は、平成十六年十二月九日から施行す
る。

厚生労働省令第六十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第三十
條の三第四項の規定に基づき、医療法施行規則の
一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月二日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十
号)の一部を次のように改正する。

第三十條の三第三項に次の一号を加える。
五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つ
た者の医療及び観察等に関する法律(平成十
五年法律第百十号) 第十六條第一項の規定に
より厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医

療機関である病院の病床(同法第四十二條第
一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決
定を受けた者に対する同法による入院による
医療に係るものに限る)については、既存の
病床の数に算定しないこと。

附則

この省令は、心神喪失等の状態で重大な他害行
為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施
行の日から施行する。

〇農林水産省令第二号

国土交通省令第九十六号
海洋法(昭和三十一年法律第一号) 第八條の
二第一項第二号及び第四十條の五の規定に基づ
き、海洋法施行規則の一部を改正する省令を次の
ように定める。

平成十六年十二月二日

農林水産大臣 島村 宜伸
国土交通大臣 北側 一雄

〇国土交通省令第九十六号
鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号) 第二十一條及び軌道法(大正十年法律第七十六号) 第
十四條(第三十一條において準用する場合を含む)の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に關す
る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月二日

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正
する。

第四条第一項中第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に
次の四号を加える。

五 第一種磁気誘導式電気車運転免許
六 第二種磁気誘導式電気車運転免許
七 第一種磁気誘導式内燃車運転免許
八 第二種磁気誘導式内燃車運転免許

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。
次の各号のいずれかに掲げる者にあつては、別表四に定めるところにより、試験の全部又は一部
を免除する。

第九条第一項第五号中「(無軌条電車運転免許を受けようとする者に限る)」を削る。
別表一甲種蒸気機関車運転免許の項、甲種電気車運転免許の項及び甲種内燃車運転免許の項中「新
幹線鉄道」の下に「及び磁気誘導式鉄道」を加え、同表新幹線電気車運転免許の項の次に次のように
加える。

第一種磁気誘導式電気車運 転免許	鉄道事業(磁気誘導式鉄道に限る。)の用に供する電気車
第二種磁気誘導式電気車運 転免許	鉄道事業(磁気誘導式鉄道に限る。)の用に供する電気車(自動運 転をするための装置の機能に障害が発生した場合において、最寄 りの駅又は車庫まで当該電気車を操縦するときに限る。)

海岸法施行規則の一部を改正する省令

農林省
建設省
海岸法施行規則(昭和三十一年運輸省令第一号)
の一部を次のように改正する。

第四条の三第二号中「海洋汚染等及び海上災害の
防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害
の防止に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律等の一部を改正する法律(平成十六
年法律第三十六号)の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。